

南山スポーツ公園施設広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は日高川町広告掲載要綱に規定する要領として定めるものであり、南山スポーツ公園施設（以下「施設」という。）広告掲出の可否を判断するものである。

(広告掲出に関する基本的な考え方)

第2条 施設に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性をもてるものでなければならない。

(広告掲出場所及び規格等)

第3条 広告を掲出することができる場所（以下「掲出場所」という。）及び規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、年度途中からの掲出の場合は、3月31日までとする。ただし、広告主が希望する場合は、掲出期間を3年とすることができる。

- 2 広告の掲出は土曜日、日曜日及び祝祭日とし、掲出作業は施設職員が行う。
- 3 ただし、荒天や荒天が予測される場合の掲出は、本施設職員が判断して行う。

(掲出料金)

第5条 広告の掲出料金は、日高川町広告掲載要綱第6条に基づくものとする。

ただし、施設掲出料金は、別表のものを用いる。また、第7条に規定する広告の作成に要する経費は含まない。

- 2 広告の掲出料金は、町が発行する納付書により指定する期日までに全額納入するものとする。

(掲出料金の減免)

第6条 第5条別表による料金は、日高川町広告掲載要綱第7条により一部免除することができる。

(広告の作成等)

第7条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。

- (1) 広告掲出に係る製作に要する費用
- (2) 広告掲出に係る修繕に要する費用

(掲出の決定及び優先順位)

第8条 施設への広告掲出の申込みが掲出枠数を超える場合には、次に定める順序により掲出する広告を決定する。

- (1) 公共性のある団体及び企業等で、町内に事業所等を有するもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) その他、広告として掲出することが妥当であると町長が認めるもの

2 前項の規定による順序が同じ場合は、抽選により決定する。

(掲出申込み及び決定等)

第9条 施設における広告掲出申込み及び決定等は、次に定めるところによる。

- (1) 広告の申込みは、南山スポーツ公園施設広告掲出申込書(様式第1号)にデザインを添付して町長に提出し、決定を受けなければならない。
- (2) 広告掲出申込みがあったときは、町長は速やかにその内容の審査等を行い、南山スポーツ公園施設広告掲出決定通知書(様式第2号)又は南山スポーツ公園施設広告非掲出決定通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

(広告掲出の取消)

第10条 広告主が、広告掲出を取消す場合は、次に定めるところによる。

- (1) 広告主は、南山スポーツ公園施設広告非掲出取消届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- (2) 前号より広告掲出を取消した場合、広告料を還付しないものとする。

附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

施設	野球場	陸上競技場
掲出場所	外野フェンス (金網部分)	観覧席上部フェンス (金網部分)
区画数	10区画	10区画
大きさ (1区画あたり)	縦0.9メートル、横5メートル	縦0.9メートル、横5メートル
規格	<ol style="list-style-type: none">1 材質についてはメッシュターポリンとし、サイドをハトメ加工したものとする。2 直射日光、風雨等によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。3 太陽光、照明光等による光の乱反射等によって、競技に支障をきたすおそれがある仕上げ等については、禁止するものとする。	
広告掲出料 (年間)	60,000円 (1区画あたり)	60,000円 (1区画あたり)